公益財団法人福井県スポーツ協会 加盟団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福井県スポーツ協会定款第3章により、公益財団法 人福井県スポーツ協会(以下「本会」という)の加盟団体に関し、必要な事項を定め るものとする。

(加盟団体)

- 第2条 本会定款(以下「定款」という。)第5条に定める加盟団体は、当該団体の種別に応じて、次の各号に分類する。なお、第1号から第3号に掲げるものを正加盟団体とする。(以下、正加盟団体、準加盟団体及び準々加盟団体を総称して「加盟団体」という。)
 - (1) 定款第5条第1号に定める加盟競技団体
 - (2) 定款第5条第2号に定める加盟市町スポーツ協会
 - (3) 定款第5条第3号に定める加盟団体のうち、別に定める審査基準に合致し、正加盟団体として評議員会で承認された団体

(準加盟団体)

- 第3条 準加盟団体は、定款第5条第3号に定める加盟団体のうち、別に定める審査基準に合致し、準加盟団体として評議員会で承認された団体とする。
- 2 準加盟団体は、正加盟団体となるよう努めるものとする。

(準々加盟団体)

- 第4条 準々加盟団体は、定款第5条第3号に定める加盟団体のうち、別に定める審査 基準に合致し、準々加盟団体として評議員会で承認された団体とする。
- 2 準々加盟団体は、準加盟団体又は正加盟団体となるよう努めるものとする。

(加盟団体の使命)

- 第5条 加盟団体は、社会的存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取組みを自主的・自律的に行わなければならない。
 - (1) 本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。
 - (2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
 - (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンス(法令遵守)を徹底し、スポーツ・インテグリティ(スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性)の向上を図ること。

(加盟団体の権限)

- 第6条 正加盟団体は、次の権限を有する。
 - (1) 評議員改選時において、評議員会に対し、各団体1名の評議員候補者を推薦すること。
 - (2) 本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
 - (3) 本会が加盟団体を対象に行う意見募集に応募すること。
 - (4) 加盟団体の組織運営等に関して本会の助言を求めること。
 - (5) 福井県スポーツ協会正加盟団体であることを称すること。
 - (6) 本会が提供した情報を取得すること。
- 2 準加盟団体は、前項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号に定める権限を有するとともに、正加盟団体に向けた組織整備等に対して本会の指導・助言を求めることができる。なお、前項第5号に関しては、正加盟団体を準加盟団体と読み替えるものとする。
- 3 準々加盟団体は、第1項第2号、第4号、第5号、第6号に定める権限を有するとともに、準加盟団体に向けた組織整備等に対して本会の指導・助言を求めることができる。なお、前項第5号に関しては、正加盟団体を準々加盟団体と読み替えるものとする。

(遵守すべき事項)

- 第7条 加盟競技団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ 団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>を遵守するとともに、その適合状況 について自己説明及び公表を年1回実施しなければならない。
- 2 加盟競技団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。
- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程 を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2)暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不 適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) 日本アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に 取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 「公益財団法人福井県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。
- 第8条 加盟市町スポーツ協会は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>を遵守することに努めるとともに、その適合状況について自己説明及び公表を年1回実施するよう努めなけれ

ばならない。

- 2 加盟市町スポーツ協会は、前項に加えて、前条第2項に定める事項に取り組まなければならない。
- 第9条 第2条第3号の正加盟団体及び準加盟団体並びに準々加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>を遵守することに努めるとともに、その適合状況について自己説明及び公表を年1回実施するよう努めなければならない。
- 2. 第2条第3号の正加盟団体及び準加盟団体並びに準々加盟団体は、前項に加えて、 第7条第2項に定める事項に取り組まなければならない。

(負担金)

第10条 加盟団体は、毎年6月末日までに、別に定める負担金を本会に納入しなければならない。

(加盟)

第11条 新たに加盟しようとする団体は、それぞれの競技別県内統轄団体として適当 な組織を有し、所属する全国競技連盟(協会)のあるものは、その基準に準拠しなけ ればならない。

また、加盟しようとする団体の代表者は、次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) 事務所所在地ならびに事務(連絡)責任者(職業、氏名)
- (3)規約
- (4) 所属組織一覧表
- (5)役員名簿(住所、氏名)
- (6) 前年度事業概要
- (7) 当該年度事業計画書
- (8) 当該年度の収支予算書

(加盟金)

第12条 本会加盟の承認を得た団体は、直ちに加盟金・正加盟30,000円、準加盟20,000 円、準々加盟10,000円、ならびに第10条による負担金を納入しなければならない。

(変更届)

第13条 加盟団体は、選出した本会の評議員、団体規約、その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(報告及び届出義務)

- 第14条 加盟団体は、毎事業年度開始後1月後までの間に、次の書類を本会に提出しなければならない。
 - (1) 当該年度の事業計画書
 - (2) 当該年度の収支予算書
- 第15条 加盟団体は、毎事業年度終了後2月以内に、次の書類を本会に届け出なければ ならない。
 - (1) 当該年度の事業報告書
 - (2) 当該年度の収支決算書又は財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書)
 - (3) 財務諸表の注記(作成している団体のみ)
 - (4) 附属明細書(作成している団体のみ)
 - (5) 財産目録(作成している団体のみ)
 - (6) 当該団体の監事の監査報告書
 - (7) 当該年度の事務所所在地、役員の住所、氏名、職業
 - (8) 当該年度の連絡責任者の住所、氏名、職業
 - (9) 所属加盟団体および会員一覧表
 - (10) その他本会が必要と判断した資料

(脱退)

- 第16条 加盟団体が脱退しようとする場合は、次の書類を提出して承認を得なければ ならない。
 - (1) 脱退願書
 - (2) 脱退理由書
- 第17条 一旦納入した負担金、加盟金、拠出金は、いかなる理由でも返還しないものとする。

(検 査)

第18条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、必要 に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第19条 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な 指導を行い、改善を求めることができる。

(調 査)

第20条 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認

められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は本会の職員等に、加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体役職員等の関係者に質問させることができる。

(協力義務)

第21条 加盟団体は、第18条、第19条及び第20条に定める本会の行為に対して、協力しなければならない。

(処 分)

- 第22条 加盟団体が定款第5条に定める組織を有しないこととなったとき、第7条から 第15条、第21条に定める義務を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本会の加 盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行う。
 - (1) 注意
 - (2) 勧告
 - (3) 資格停止
 - (4) 資格変更
 - (5) 脱退(退会)
- 2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の決議を経て別に 定める。
- 3. 処分に伴い、本会と当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、当該事業の所管委員会にて協議の上、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。

(不服申立)

第23条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団 法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

附則 この規程は、昭和33年4月26日から施行する。

附則 この規程は、昭和50年4月25日から施行する。

附則 この規程は、平成8年4月24日から施行する。

附則 この規程は、平成17年3月25日から施行する。

附則 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月 1日)から施行する。

附則 平成30年4月1日一部改訂(第1条)

附則 この規程は、令和2年5月29日から施行する。